

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都立川市富士見町六丁目49番18号
氏名 多摩運送株式会社
代表取締役 齋藤 貢

複製厳禁

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子

許可の年月日 令和 元年 5月25日
許可の有効年月日 令和 6年 5月24日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

破 砕： 廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず
(水銀使用製品産業廃棄物（組込製品に限る。）を含む。)

(以上3種類)

2 事業の用に供する施設

所在地：東京都青梅市今井三丁目1番地11

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設 許可番号	施設 許可年月日
破砕	廃プラスチック類	3.6 t/日	8.8 t/日	平成12年6月28日	—	—
	金属くず	18.2 t/日				
	ガラス・コンクリート・ 陶磁器くず	30.1 t/日				

3 許可の条件

- 作業時間は、原則として8時から17時までとする。
- 水銀使用製品産業廃棄物の破砕は、水銀を用いた材料又は部品を取り外した後に行うこと。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成21年 5月25日 新規許可
令和元年 5月25日 更新許可 第2回

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)